第２期東広島市障害福祉計画

平成２１年３月

東　広　島　市

目　　次

第１章　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

　１　計画策定の趣旨

　２　計画の位置づけ

　３　計画の期間

　４　計画の策定体制

第２章　障害者を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

　１　人口及び手帳所持者数等の推移

　２　障害程度区分認定の状況

第３章　平成 23 年度の数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

　１　数値目標の考え方

　２　第１期計画の進捗状況

　３　第２期計画数値目標の設定

　４　数値目標達成のための取り組み

第４章　障害福祉サービス等の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　１　第１期計画の進捗状況

　２　第２期計画障害福祉サービスの見込み量と確保策

　３　第２期計画地域生活支援事業の見込み量と確保策

第５章　計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

　１　計画の推進体制

　２　相談支援体制の整備

○用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

○東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿・・・・・・・・・４０

○第２期東広島市障害福祉計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・４１

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

平成 18 年４月に施行された障害者自立支援法は、従来の支援費制度の対象外となっていた精神障害者を対象とし、身体、知的、精神の３障害にかかる制度を一元化しました。また、実施主体を住民に一番身近な市町村とし、「地域生活支援」や「就労支援」のための事業が創設されるなど、障害のある人が地域で暮らせることを狙いとしたサービス体系に再編されるとともに、市町村は障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

本市では、平成 19 年３月に障害者基本法第９条第３項に基づく障害者施策の基本的な計画となる「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法第 88 条に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保について定める「市町村障害福祉計画（第１期障害福祉計画）」を「東広島市障害者計画・障害福祉計画」として一体的に策定しました。

障害福祉計画は、目標年度を平成 23 年度とし、第１期障害福祉計画(平成 19 年度～平成 20 年度)を見直して、第２期障害福祉計画(平成 21 年度～平成 23 年度)を策定することとなっています。

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「国の基本指針」という)」では、第１期障害福祉計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考え方は基本的には変更しないとし、新たに「障害保健福祉圏域単位を標準としたサービス基盤整備の促進等に関する規定の追加」、「障害者の地域生活への移行の一層の促進に関する規定の追加」、「一般就労への移行支援の強化」、「相談支援体制の充実・強化」を盛り込むこととされました。

障害者自立支援法第 88 条に基づく「第１期障害福祉計画」を見直し、障害者基本法および障害者自立支援法に基づき、本市としてよりいっそう障害者福祉施策を充実させるために、「第２期東広島市障害福祉計画」（以下、「本計画」）を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保について定める計画です。

また、障害者基本法第９条第３項に基づく「東広島市障害者計画」の基本理念である「地域共生のまちづくり～このまちで私らしく生きるために～」や基本方針等を踏襲した計画です。

本計画の策定にあたっては、国の基本指針に則するとともに、広島県障害福祉計画と整合・調整を図っています。

３　計画の期間

本計画は、平成２３年度末における目標値を設定し、平成１９年度から平成２０年度までを計画期間とした第１期計画の見直しを行い、平成２１年度から平成２３年度までの３年間を計画期間とします。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
第１期計画				新体系サービス移行完了
		第２期計画		

４　計画の策定体制

(１)計画の策定体制

本計画は、東広島市地域自立支援協議会における協議等を通じて、障害のある人のニーズや地域課題を抽出するとともに、障害福祉サービスの利用状況の把握やサービス利用意向等の聴き取りを行い、素案を検討・作成しました。

また、これを受け、東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会及び策定ワーキンググループ会議において、検討・審議しました。

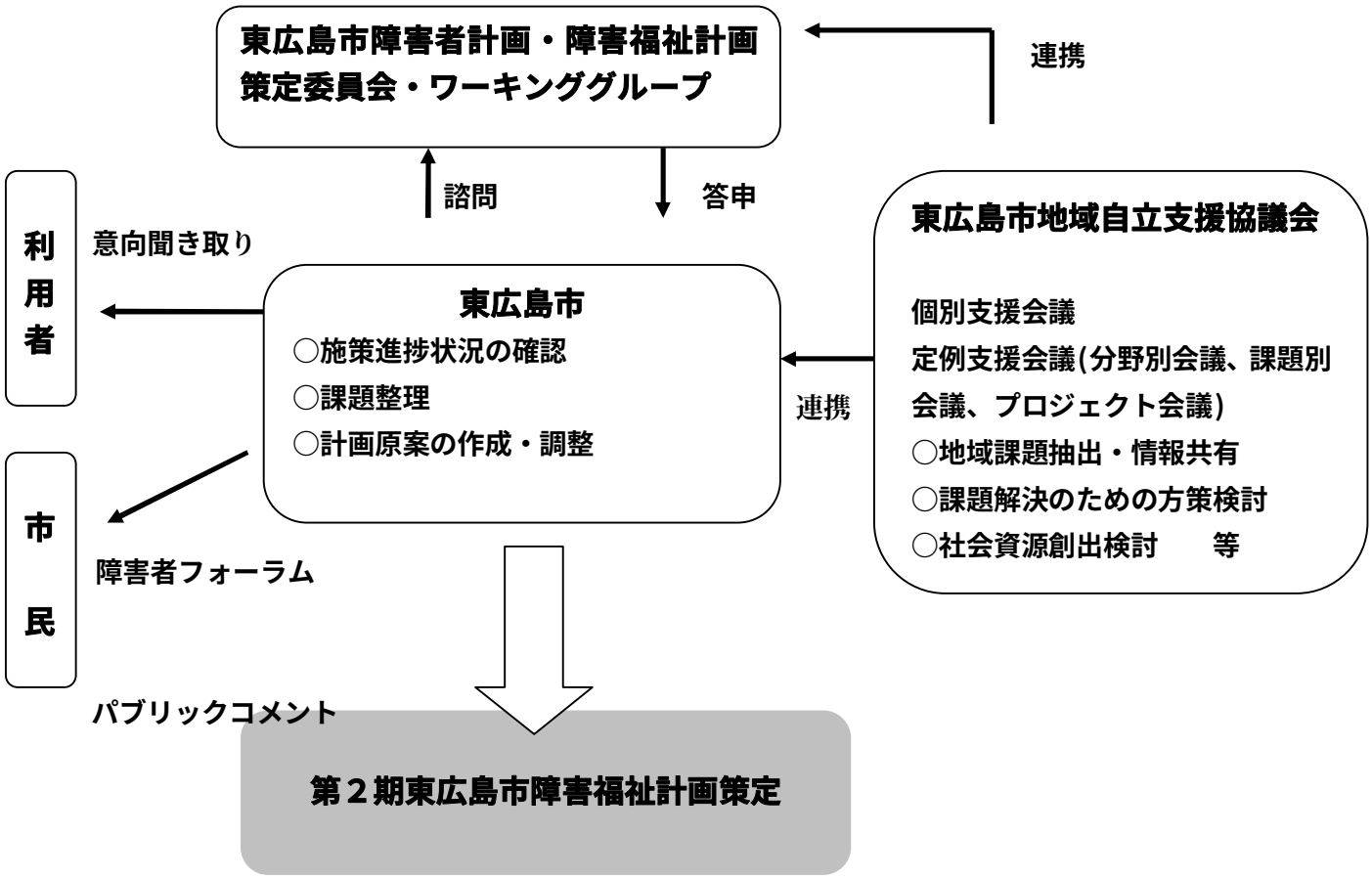

(２)市民の意見反映

①サービス見込み量把握に関する聞き取り

市内の在宅障害者・障害児、本市が支給決定を行い、施設に入所している障害者、市内の精神科病院に入院している障害者及び特別支援学校高等部に通う市内の障害児を対象に、サービス利用意向について聞き取りを行いました。

ア　聞き取り方法

○市内の在宅の障害者

平成 20 年７月利用実績を基に、障害程度区分別、利用サービス別に 73 人を抽出し、社会福祉課職員が電話で訪問系サービス、日中活動系サービス及び居住系サービスについて聞き取りを行いました。

○市内の在宅の障害児

平成 20 年７月利用実績を基に、利用サービス別に 34 人を抽出し、社会福祉課職員が電話で訪問系及び日中活動系サービスについて聞き取りを行いました。

○本市が支給決定を行い、施設に入所している障害者

本市が支給決定を行っている施設入所者（45 施設、197 人）に、訪問系、日中活動系及び居住系サービスについて聞き取り票を郵送し、郵送により回収しました。

○市内の精神科病院に入院している障害者

市内の精神科病院（３病院）に１年以上入院している患者のうち、何らかの支援があれば平成 23 年度までに東広島市に地域移行できる人を対象に、病院職員を通じて訪問系、日中活動系及び居住系サービスについて聞き取り票を配布し、郵送により回収しました。

○特別支援学校高等部に通う市内の障害児

手帳所持者のうち、特別支援学校に通う高等部障害児（40 人）を対象に、日中活動系及び居住系サービスについて聞き取り票を郵送し、郵送により回収しました。

イ　聞き取りの期間

平成 20 年 10 月 14 日（火）～平成 20 年 11 月 11 日（火）

ウ　配布数・回答数・回答率

対象者	配布数	回答数	回答率
在宅障害者	73	73	100.0%
在宅障害児	34	34	100.0%
施設入所者	197	108	54.8%
病院入院者	25	25	100.0%
高等部障害児	40	18	45.0%
合計	369	258	69.9%

集計結果の概要については次のとおりです。

施設入所をしている回答者 108 人中 28 人（25.9%）が、施設からの地域移行希望がありました。地域移行希望時期については、１年以内が 10 人、１年～２年以内が４人、２年～３年以内が 10 人、時期は分からないが４人でした。

病院からの地域移行希望者は 25 人で、移行希望時期については、1 年以内 12 人、１年～２年以内が５人、２年～３年以内が８人でした。

各サービスの利用意向がある回答者の割合は、次のとおりでした。

居宅介護	３３．１%	就労継続支援	２９．２%
行動援護	７．５%	自立訓練	１２．５%
重度訪問介護	１．９%	福祉ホーム	２．１%
児童デイサービス	１４．７%	グループホーム・ケアホーム	２５．０%
短期入所	２３．８%	日中一時支援	２８．１%
生活介護	１３．８%	地域活動支援センター	２１．５%
就労移行支援	１６．０%	移動支援	３１．９%

②障害者フォーラムの開催

地域の関係者及び市民に地域共生のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、障害福祉計画策定の目的を理解してもらうために、障害者フォーラム(講演、計画趣旨説明及びリレートーク)を開催し、アンケート形式による意見聴取を行いました。

実　施　日	平成 20 年 12 月３日	
実 施 場 所	サンスクエア東広島アザレアホール	
テ　ー　マ	つなげる、ひろがる、支援のわ	
プログラム	講演	講演者：加藤雅春さん・アンパーベン ドーリスさんご夫妻
	リレートーク	出演者：加藤雅春さん・アンパーベン ドーリスさんご夫妻、ホームヘルパー、お話ボランティア、障害者相談支援センター・相談支援コーディネーター
参 加 者 等	来場者数	約 120 名
	アンケート回収数	63 枚

③※1 パブリックコメントの実施

市のホームページでパブリックコメントを実施しました。

期間：平成 21 年２月 16 日～27 日（12 日間）

第２章　障害者を取り巻く状況

１　人口及び手帳所持者数等の推移

（１）人口の推移

本市の人口は平成 19 年 1 月に 181,300 人、平成 20 年 1 月に 182,528 人と、これまでは年々増加していましたが、平成 21 年 1 月に 182,725 人となり、横ばい傾向にあります。

年齢３区分別人口を見ると、0-14 歳（年少人口）は横ばいですが、65 歳以上（高齢者人口）は年々増加しています。

（単位：人）

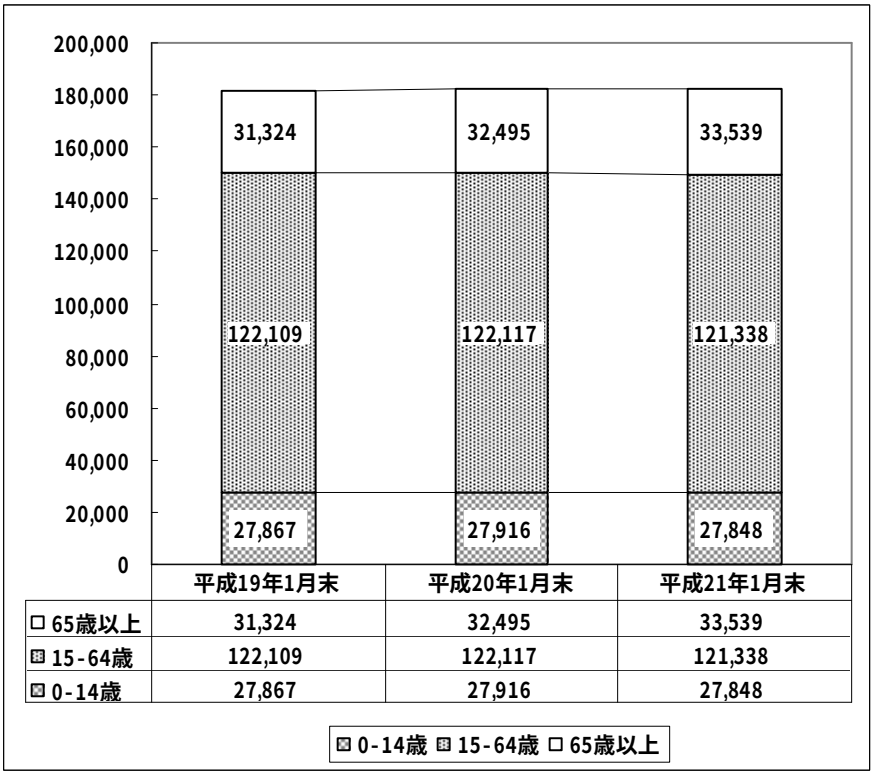

	平成19年1月末	平成20年1月末	平成21年1月末
65歳以上	31,324	32,495	33,539
15-64歳	122,109	122,117	121,338
0-14歳	27,867	27,916	27,848

（資料：住民基本台帳・外国人登録人口）

（２）手帳所持者数の推移

①身体障害者

身体障害者手帳所持者数は平成 19 年 1 月に 5,656 人、平成 20 年 1 月に 5,724 人、平成 21 年 1 月に 5,858 人と、年々増加しています。

身体障害者手帳所持者数

（単位：人）

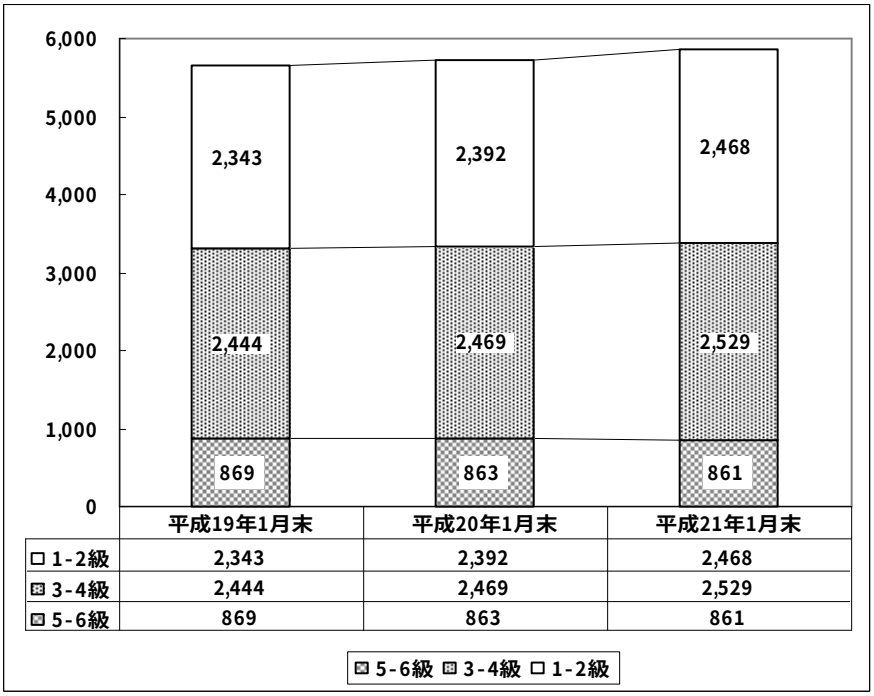

	平成19年1月末	平成20年1月末	平成21年1月末
1-2級	2,343	2,392	2,468
3-4級	2,444	2,469	2,529
5-6級	869	863	861

（社会福祉課調）

障害種別で見ると、肢体不自由が最も多く、内部障害、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害の順になっています。

身体障害者手帳障害種別の状況

（単位：人）

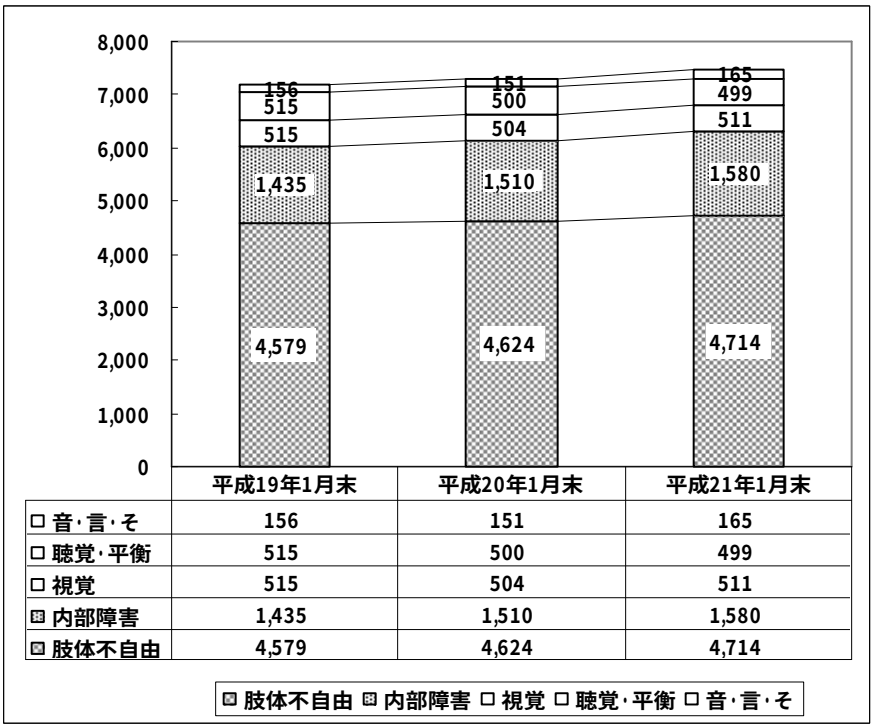

	平成19年1月末	平成20年1月末	平成21年1月末
音･言･そ	156	151	165
聴覚･平衡	515	500	499
視覚	515	504	511
内部障害	1,435	1,510	1,580
肢体不自由	4,579	4,624	4,714

（社会福祉課調）

②知的障害者

療育手帳所持者数は平成 19 年 1 月に 982 人、平成 20 年 1 月に 1,033 人、平成 21 年 1 月に 1,094 人と、年々増加しています。

また、Aが最も多く、ⒶとAで全体の５割強を占めています。

療育手帳所持者数　　（単位：人）

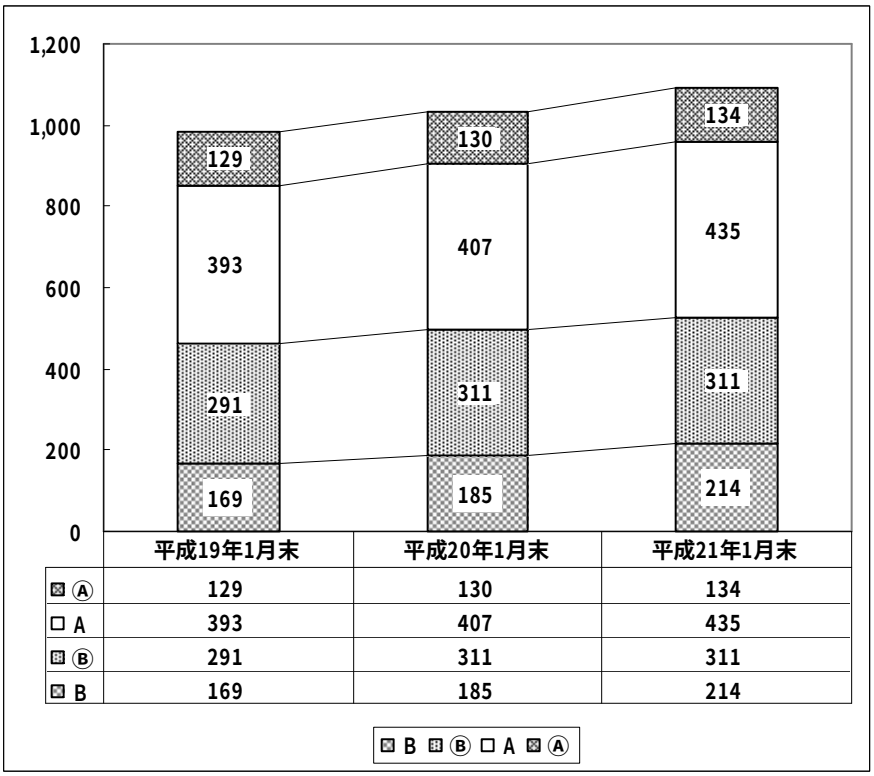

	平成19年1月末	平成20年1月末	平成21年1月末
Ⓐ	129	130	134
A	393	407	435
Ⓑ	291	311	311
B	169	185	214

（社会福祉課調）

③精神障害者

精神保健福祉手帳所持者数は平成 19 年 1 月に 771 人、平成 20 年 1 月に 829 人、平成 21 年 1 月に 899 人と、年々増加しています。その中でも、１級、２級の取得者数が増えています。

精神保健福祉手帳所持者数　　（単位：人）

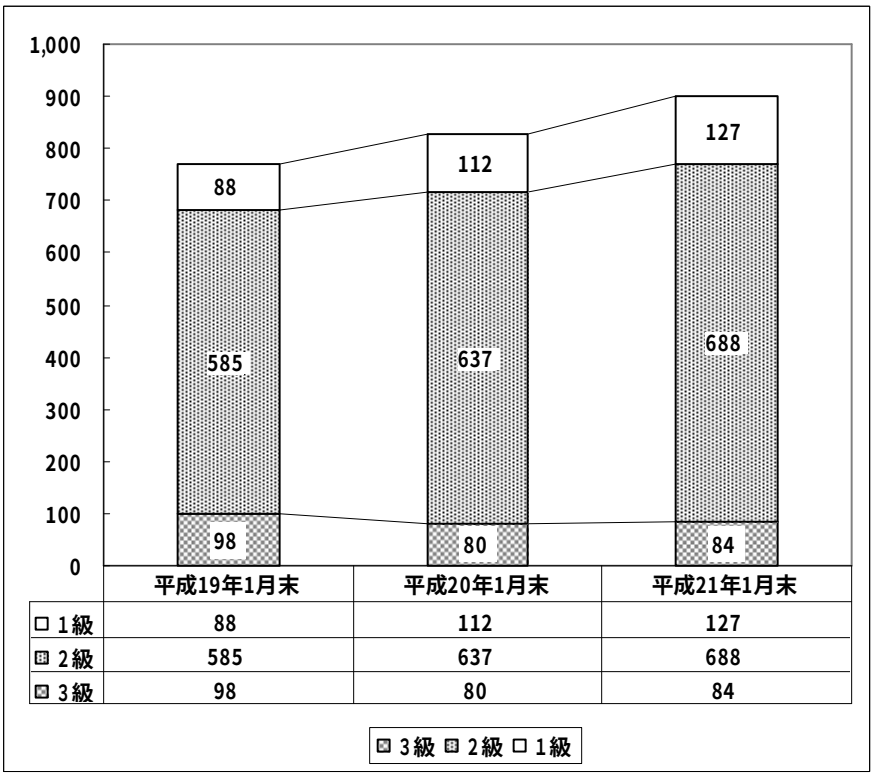

	平成19年1月末	平成20年1月末	平成21年1月末
1級	88	112	127
2級	585	637	688
3級	98	80	84

（社会福祉課調）

自立支援医療（精神通院）受給者数は、毎月多少の増減がありますが、平成20年４月以降は徐々に増加(約90名増)してきています。

自立支援医療（精神通院）受給者数

（単位：人）

平成19年1月末	H20年1月末	H21年1月末
1,274	1,261	1,314

（社会福祉課調）

２　障害程度区分認定の状況

障害程度区分認定者は、平成 18 年度以降、新規申請者の増加及び施設の新体系移行により増加しており、今後もその傾向が続くと思われます。

（単位：人）

年度	非該当	区分1	区分 2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
18	1	94	133	65	49	46	55	443
	(0.2%)	(21.2%)	(30.0%)	(14.7%)	(11.1%)	(10.4%)	(12.4%)	(100.0%)
19	0	101	126	77	58	49	60	471
	(0%)	(21.5%)	(26.8%)	(16.3%)	(12.3%)	(10.4%)	(12.7%)	(100.0%)
20 (12 月末)	0	112	135	89	76	70	79	561
	(0%)	(20.0%)	(24.0%)	(15.9%)	(13.5%)	(12.5%)	(14.1%)	(100.0%)

（社会福祉課調）

第３章　平成 23 年度の数値目標

１　数値目標の考え方

第１期障害福祉計画では国の基本指針に基づき、具体的な取り組みを行うために、平成 23 年度を目標年度として「①福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「②入院中の精神障害者の地域生活への移行」、「③福祉施設から一般就労への移行」の３点について数値目標を設定しました。

国の基本指針では、第２期障害福祉計画においても、平成 23 年度の数値目標の考え方は、基本的に変更しないとされています。一方、障害者自立支援法の施行時期等の関係から、第１期障害福祉計画の策定作業は、法施行事務作業と平行して行われたこと等から、計画内容について十分な検討ができなかった自治体も多いと推察されるため、第２期計画においては、第１期計画の現状把握、地域における課題等を踏まえ、今後実施すべき事項等を検討し、目標値を適切に補正(上方、下方)するとともに、障害者のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込むことが求められています

国の基本指針－障害福祉計画の基本的理念－

（１）障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自ら住む場所を選び、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス提供体制の整備を進める。

（２）実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一したこととともに、三障害に係る制度を一元化したことにより障害福祉サービスの充実を図る。

（３）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する。

国の基本指針－障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方－

（１）全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障する。

（2）希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

小規模作業所の法定サービスへの移行等を推進することとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所および地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障する。

（3）施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院への入院から地域生活への移行を進める。

（4）福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図る。

国の基本指針－数値目標設定の考え方－

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第１期障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成 23 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

当該数値目標の設定にあたっては、第１期計画作成時点の施設入所者数の１割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成 23 年度末の施設入所者数を第１期計画作成時点の施設入所者数から７％以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。なお、施設入所者数の設定に当たって、新たに入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。これとともに医療計画における基準病床数の見直しを進める。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定にあたっては、第１期計画作成時点における一般就労への移行実績の４倍以上とすることが望ましい。

また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに第１期計画作成時点における福祉施設の利用者のうち、２割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

2　第１期計画の進捗状況

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	人数等	備考
施設入所者数	193 人	平成 17 年 10 月現在の法定施設入所者数

項目	人数等	備考
【目標値】地域生活移行者数	19 人 （10%）	平成 23 年度末までに地域移行する者
【目標値】施設入所者数	179 人（-14 人） （-7%）	平成 23 年度末の施設入所者数（削減数）

	項目	人数等	備考
実績	【現状値】 地域生活移行者数	14 人	平成 20 年 11 月末現在までの地域移行者数
	【現状値】 施設入所者数	193 人	平成 20 年 11 月末現在の施設入所者数

※対象施設は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者生活訓練施設。地域移行者の対象施設は、上記から身体障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設を除いた施設。地域移行とは、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅、一般住宅へ移すこと。（家庭復帰を含む）

【分析・評価】

○地域移行者数は平成 20 年 11 月末現在 14 人で、－7.3 パーセントとなっています。

○施設入所者数は平成 20 年 11 末現在 193 人で、平成 17 年 10 月と同値となっています。死亡や退所により入所者数が減じても、待機者が入所するため、入所者数が減っていないのが現状です。

○現在施設に入所している人の中で地域移行を希望している人が多くいます。

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	人数等	備考
退院可能な精神障害者数	71 人	平成 14 年患者調査から推計

項目	人数等	備考
【目標値】地域移行者数	59 人	平成 23 年度末までに地域移行する者

	項目	人数等	備考
実績	【現状値】 地域移行者数	13 人	平成 19 年度地域移行者数（1 年以上入院後、障害福祉サービス利用して地域生活に移行）

【分析・評価】

○退院可能な精神障害者数 71 人は、平成 14 年患者調査結果による受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者数を広島県が市町人口により按分した数値であり、具体的なものではないため、実績の把握が困難です。精神科病院に１年以上入院した後、何らかの障害福祉サービスを利用して地域移行した者を実績値として掲げています。

○現在精神科病院に入院している人の中で、地域移行を希望している人が多くいます。一方、地域生活のイメージを持ちにくい人もいます。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

項目	人数等	備考
年間一般就労移行者数	6 人	平成 17 年度の一般就労移行者数

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	27 人 （4.5 倍）	平成 23 年度に一般就労移行する者

	項目	人数等	備考
実績	【現状値】 年間一般就労移行者数	10 人	平成 19 年度の一般就労移行者数
	【現状値】 一般就労移行者数	10 人	平成 20 年 4 月～11 月の一般就労移行者数

※一般就労とは、企業等に就職した者（就労継続支援Ａ型（雇用型）および福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、および自ら起業した者をいう。

【分析・評価】

○一般就労移行者は平成 19 年度に 10 人、平成 20 年度は 11 月までで 10 人となっています。また、平成 20 年度中に 5 人の障害者雇用を予定している企業もあり、概ね順調に就労移行が進んでいます。

○特別支援学校において一般就労へ向けた取り組みが進んでおり、福祉施設を経ない就職者が増えていく見込みです。

○現在の厳しい雇用環境は当分の間続くと言われており、福祉施設からの一般就労は今後ますます難しくなることが予想されます。

○これらのことから、今後は一般就労移行者数の伸びは鈍化していくものと思われ、平成 23 年度単年度における数値目標を修正する必要が生じています。

３　第２期計画数値目標の設定

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行（第１期計画からの変更なし）

項目	人数等	備考
施設入所者数	193 人	平成 17 年 10 月現在の法定施設入所者数

⇩

項目	人数等	備考
【目標値】地域生活移行者数	19 人 （10%）	平成 23 年度末までに地域移行する者
【目標値】施設入所者数	179 人（-14 人） （-7%）	平成 23 年度末の施設入所者数（削減数）

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行（第１期計画からの変更なし）

項目	人数等	備考
退院可能な精神障害者数	71 人	平成 14 年患者調査から推計

⇩

項目	人数等	備考
【目標値】地域移行者数	59 人	平成 23 年度末までに地域移行する者

（3）福祉施設から一般就労への移行等（第１期計画から修正）

項目	人数等	備考
年間一般就労移行者数	6 人	平成 17 年度の一般就労移行者数

項目	人数等	備考
【目標値】 年間一般就労移行者数	18 人 （3 倍）	平成 23 年度に一般就労移行する者

４　数値目標達成のための取り組み

○生涯を通して一貫した支援を継続するための地域生活支援体制を確立し、障害者一人一人の想いを大切にすることを基本に、関係機関が各々の役割を果たしていきます。

○必要とされるサービスの量的な拡大とともに、質的な向上に努め、障害者にとって真に必要なサービス提供体制を構築していきます。また、サービスを担う人材の確保が大きな課題となっています。このため、人材確保のための情報提供に努め、また、その意義や重要性について広く関係機関や市民へ積極的に広報していきます。

○職場開拓や※2 官公需の拡大等により障害者の所得保障を確立し、働く場、住む場の選択性を確保する中で数値目標を達成していきます。

○施設や精神科病院からの地域移行については、相談支援事業者を交えて移行支援会議を開催し、サービス利用計画を作成して、本人のニーズに沿った地域生活を実現します。

○移行後も本人のニーズに沿った生活が継続できるような支援を行います。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

事業者との連携により、施設入所者の地域生活に向けた意識高揚、イメージを確立し、訪問系サービス、日中活動系サービスの確保、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）等の整備を行います。また、市営住宅のバリアフリー等の推進や入居の際の優遇措置、「※3 あんしん賃貸支援事業」を活用した賃貸物件の情報を提供し、地域生活へ移行できるよう住宅の確保に努めます。

アパートへの入所支援、夜間、休日の電話相談などの緊急時に対応する「※4居住サポート事業」や、長期間、入所・入院されている障害者がより具体的に地域生活をイメージできるよう、福祉サービスの利用を含めて地域生活を体験できる「地域生活体験事業」、また、地域移行者に対してのみ、通常の額より住宅改修費や特殊寝台ベッド、移動用リフトなど基準額を超えた部分にも助成を行う「日常生活用具の特別給付」の実施により移行を促進します。

さらに、施設入所を希望する障害者については、ニーズの聴き取り、個別支援会議等を行い、入所の目的、期間等を明確にした上で入所を決定もしくは継続して在宅支援が行えるような仕組みについて検討します。入所前に把握した本人の希望について、施設側とも情報共有し、本人の望む生活の実現に向けて施設や関係機関と連携し、スムーズな地域移行に繋げます。

こうした支援を積極的に進めていくとともに、障害者が地域で暮らすために必要な社会資源を掘り起こし、地域住民や企業等への啓発・広報活動を行って、地域の協力・理解を求め、障害者が暮らしやすい社会の構築を目指します。

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

関係機関と協力しながら退院可能な精神障害者の把握を行い、訪問系サービス、日中活動系サービスの確保、共同生活援助、共同生活介護等の退院後の生活を支える受入条件の整備を推進します。

広島県が行う「※5精神障害者地域移行支援事業」と連携を図りながら、地域移行についてのひとりひとりの希望に沿った取り組みを行います。その際、地域での生活のイメージが持てるような方法について検討していきます。

アパートへの入所支援、夜間、休日の電話相談などの緊急時に対応する「居住サポート事業」や、長期間、入所・入院されている障害者がより具体的に地域生活をイメージできるよう、福祉サービスの利用を含めて地域生活を体験できる「地域生活体験事業」を実施し、移行促進を図ります。

地域で安心して暮らし続けるためには、ボランティア養成、地域サロン立ち上げ等地域住民との相互理解と協力体制が必要です。地域の社会資源の現状把握、各関係機関の役割をお互い明確にしながら、協力体制を促進できる取り組みを進めていきます。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

障害者の雇用を促進するため、障害特性に応じた就労先の確保、就労に関する情報の提供、相談支援体制の整備、能力開発や訓練機会の拡充を図ります。

職場開拓や就労相談に応じる就労支援コーディネーターを設置し、広島中央就業・生活支援センター、ハローワークと共に関係機関と連携して、就労支援ネットワークを構築します。本人や家族も含めたネットワークの中でそれぞれの機関が自分の役割を確認し、責任を果たしていく中で、一般就労への移行促進を図ります。

企業側の障害者や障害に対する理解を促進すると同時に、企業側が求める就労者としてのスキル訓練を確実に進めていくことが求められています。障害者が就労についての知識や就労意欲を向上させ、また、企業が障害や障害者雇用に対しての理解促進を図るために実施する「就労体験実習制度」の実施、地域自立支援協議会の中で作成された共通の※6アセスメントシートを活用し、事業所間のスムーズな連携を促して、一般就労にチャレンジできる仕組みに取り組みます。さらに、定期的な訪問支援などの職場定着支援についても取り組みます。

また、学齢期から社会生活力を身に付けて自分で選択する力を養い、その中で「働く」ということをイメージできるよう、年齢に応じた家事体験や就労体験ができるよう取り組みます。

第４章　障害福祉サービス等の見込み

１　第１期計画の進捗状況

（1）訪問系サービス

サービス種別		平成 18 年度			平成 19 年度		
		計画	実績	進捗	計画	実績	進捗
居宅介護	人数	180	163	91%	204	231	113%
	時間	2,370	2,672	113%	2,686	3,303	123%
重度訪問介護	人数	5	5	100%	5	6	120%
	時間	1,039	494	48%	650	458	70%
行動援護	人数	24	13	54%	24	20	83%
	時間	537	125	23%	537	143	27%
重度障害者等包括支援	人数	0	0	-	1	0	-
	時間	0	0	-	120	0	-

【現　状】

○訪問系サービスを利用する人数が年々増加しています。

○居宅介護は利用人数より利用時間数の伸びが顕著です。1 人当たりの利用時間数が多いケースが増えていることが伺えます。

○施設からの退所、精神科病院からの退院を進めるにあたって居宅介護の利用希望が多いにもかかわらず、現在、すでにヘルパーが不足している状況にあります。

○特に長期休暇や休日、利用希望者が多く対応が困難な状況があります。

○聴覚障害者、精神障害者への支援が可能なヘルパーが不足しています。

○行動援護の対象者に対応できる事業所、ヘルパーが不足しています。

○重度障害者等包括支援のサービス提供をできる事業所が県内にはありません。

【課　題】

○居宅介護利用希望者の伸びに反し、事業所数及びヘルパー数が減っており、減少に歯止めをかける必要があります。

○ヘルパーが、サービス提供のあり方や利用者との関係づくり、支援方法について悩み、相談や研修の場を求めており、ヘルパーへの支援体制を整備することが必要です。

○障害特性に応じたサービス提供ができる事業所及びヘルパーを確保する必要があります。

○行動援護の対象者基準が変更となり、今後さらに対象者の増加が見込まれるため、対応できるヘルパーを増やしていく必要があります。

（2）日中活動系サービス

サービス種別		平成 18 年度			平成 19 年度		
		計画	実績	進捗	計画	実績	進捗
生活介護	人数	28	21	75%	100	152	152%
	人日	620	241	39%	2,203	2,334	106%
自立訓練（機能訓練）	人数	0	0	-	24	13	54%
	人日	0	0	-	455	221	49%
自立訓練（生活訓練）	人数	5	0	-	8	2	25%
	人日	89	0	-	153	10	7%
就労移行支援	人数	0	0	-	45	35	78%
	人日	0	0	-	833	487	58%
就労継続支援Ａ型	人数	3	3	100%	9	7	78%
	人日	56	68	121%	161	154	96%
就労継続支援Ｂ型	人数	0	0	-	40	102	255%

	人日	0	0	-	743	1192	160%
療養介護	人数	2	2	100%	2	2	100%
	人日		43	-		34	-
児童デイサービス	人数	41	49	120%	43	125	291%
	人日	216	271	125%	227	444	196%
短期入所	人数	112	60	54%	123	107	87%
	人日	266	211	79%	292	279	96%

【現　状】

○生活介護は、利用者、利用時間とも年々増加しています。

○就労支援事業所については、継続支援Ｂ型の実績は伸びていますが、移行支援、継続支援Ａ型は、実績が計画を下回っています。

○児童デイサービスの利用希望が増加し、対応できない状況にあります。特に、就学児の利用が困難です。

○短期入所の利用希望が多く、緊急時に利用できない場合があります。特に、休日や長期休暇中はその傾向が顕著です。

【課　題】

○就労を希望する障害者のニーズに沿ったサービスが提供できるような体制整備が課題です。

○児童の療育に対応できる事業所の確保や、必要に応じて他の事業との連携が必要です。

○短期入所利用希望者のニーズに対応できるよう、事業所の確保とともに、利用者間の調整が必要です。

（3）居住系サービス

（単位：人）

サービス種別	平成 18 年度			平成 19 年度		
	計画	実績	進捗	計画	実績	進捗
共同生活援助	29	32	155%	38	62	200%
共同生活介護		13			14	
施設入所支援	5	0	-	82	38	46%

【現　状】

○共同生活援助・共同生活介護事業所の整備は進んでいますが利用希望はそれを上回っています。

○施設入所支援では、平成２３年度までの新体系移行に伴いサービス利用見込量の大幅な増加が予想されます。

【課　題】

○市内の事業所だけでは､グループホーム･ケアホームの確保が困難であり、圏域での整備状況も踏まえ、整備を行なう必要があります。

○グループホーム･ケアホームが足りない現状で､公営住宅､民間賃貸住宅､自宅等でも安心して生活できるような支援策が必要です。

○新体系移行にともない施設から地域移行する障害者の住む場としてグループホーム・ケアホームを始め住宅の確保が必要です。

（４）相談支援

（単位：人）

サービス種別	平成 18 年度			平成 19 年度		
	計画	実績	進捗	計画	実績	進捗
相談支援	2	1	50%	17	4	24%

【現　状】

○指定相談支援事業所（委託相談支援事業所以外）が市内には６か所あります。各事業所が、地域移行や在宅サービス利用等について、さまざまな相談支援を行っています。しかしながら、サービス利用計画作成費の対象者が限られているため、直接、サービス利用計画の作成に結びつかない場合が多く、計画作成数としては数があがっていません。

【課　題】

○引き続き、利用しやすい相談支援体制を目指し、施設や精神科の病院から地域移行する際に、適切な移行支援ができる相談支援を継続していくことが必要です。

（5）地域生活支援事業

サービス種別		平成 18 年度			平成 19 年度		
		計画	実績	進捗	計画	実績	進捗
相談支援事業	障害者相談支援事業【か所】	3	3	100%	3	3	100%
	地域自立支援協議会【か所】	1	1	100%	1	1	100%
市町村相談支援機能強化事業【か所】		3	3	100%	3	3	100%
住宅入居等支援事業【か所】		0	0	0%	1	0	0%
成年後見制度利用支援事業【か所】		1	0	0%	1	0	0%

コミュニケーション支援事業 【人】		260	227	87%	260	246	95%
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具 【件】	17	9	53%	17	27	159%
	自立生活支援用具 【件】	24	12	50%	24	31	129%
	在宅療養等支援用具 【件】	18	11	61%	18	16	89%
	情報・意思疎通支援用具 【件】	33	18	55%	33	34	103%
	排泄管理支援用具 【件】	166	167	100%	338	387	114%
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) 【件】	8	5	63%	8	8	100%
移動支援事業 【か所（人)】		18(343)	26(154)	144%(45%)	18(389)	24(202)	133%(52%)
【時間】		7,650	6,183	81%	8,670	13,941	161%
移動支援事業（車両移送型） 【か所（人)】		1（980）	1(538)	100%(55%)	1（980）	1(731)	100%(75%)
地域活動支援センター 基礎的事業 【か所（人)】		0（0）	0（0）	-	3（315）	3（456）	100%(145%)
地域活動支援センター 機能強化事業 【か所（人)】		1（564）	1（246）	100%(44%)	2（890）	2（840）	100%(94%)

【現状】

○平成１９年７月、障害分野を超えた総合的相談窓口として、市内３か所の委託相談支援事業者の相談支援専門員が常駐する障害者相談支援センターを設置しました。

○移動支援事業は利用希望者が多く、対応できていない場合があります。

○日中一時支援事業の利用希望が多く、対応できていない場合があります。特に、休日や長期休暇中はその傾向が顕著です。

【課題】

○利用希望が多く対応ができない場合がある移動支援事業、日中一時支援事業については、担い手の確保や、サービス事業者間の連携、代替事業の検討が必要です。

２　第２期計画障害福祉サービスの見込み量と確保策

（1）訪問系サービス

サービス種別		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護	人数	191	217	248
	時間	4,205	4,620	5,065
重度訪問介護	人数	7	8	8
	時間	600	645	645
行動援護	人数	31	38	44
	時間	371	414	455
重度障害者等包括支援	人数	0	0	0
	時間	0	0	0

【算出方法】

○平成 18 年度からの実績の推移及び現在の利用者の利用意向､施設や精神科病院からの地域移行希望者の利用を勘案して算出しています。

【確 保 策】

○広島県と連携して研修や情報提供を充実し、ヘルパーの確保に努めます。

○ヘルパー人材確保に向けて、２級資格を取得し、就労したヘルパーに対する資格取得費用の一部助成を行います。

○必要に応じて※7個別支援会議を開催し、情報・課題共有を行い、それぞれの役割を明確にします。さらに、相談支援事業によるサポート、多様な社会資源の活用を含めた検討を行い、重層的な支援体制を作ります。

○事業所及びヘルパーの悩みや課題を共有し、解決に向けた方策を検討するネットワークを構築します。

○ヘルパーの資質向上を図ると共に、ヘルパーを支える地域の人材を育成するための研修を実施します。

（2）日中活動系サービス

サービス種別		平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	人数	241	255	288
	人日	4,786	5,094	5,820
自立訓練（機能訓練）	人数	9	11	12
	人日	183	227	249
自立訓練（生活訓練）	人数	6	12	18
	人日	132	264	396
就労移行支援	人数	37	41	47
	人日	757	845	977
就労継続支援Ａ型	人数	10	10	11
	人日	201	201	223
就労継続支援Ｂ型	人数	117	126	152
	人日	2,054	2,252	2,824
療養介護	人数	2	3	3
	人日	60	90	90
児童デイサービス	人数	134	144	154
	人日	661	694	727

短期入所	人数	48	56	64
	人日	288	448	512

【算出方法】

○現在の利用者の利用意向や、在学中の特別支援学校高等部生徒の利用意向、施設や精神科病院からの地域移行希望者の利用、施設の新体系移行を勘案して算出しています。

【確保策】

○日中活動系サービスについては、サービス提供事業者が利用者の意向等を踏まえながら新体系へ移行することになりますので、サービス需要の動向の把握に努め、情報提供を行います。また、相談支援事業等を通じて、利用者のニーズに応じた適切なサービス提供体制の構築について検討します。

○短期入所については、利用者・事業者に理解を求め、緊急時には譲り合って、短期入所を利用するルールの申し合わせ等による利用の調整を行います。

○児童デイサービスについては、療育を希望する障害児に対し、母子保健担当課や子育て支援センターの事業等と連携してサービスを提供していきます。

○就労移行支援事業所、就労継続支援事業所は、一般就労を希望する障害者に対して適切な訓練等を行い、また、ハローワークや就業・生活支援センター等と連携して一般就労移行を促進します。

（3）居住系サービス

サービス種別		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助	人数	65	71	77
	人日	1,950	2,130	2,310
共同生活介護	人数	19	22	25
	人日	570	660	750

施設入所支援	人数	113	129	179
	人日	3,390	3,870	5,370

【算出方法】

○現在の利用者の利用意向や、在学中の特別支援学校高等部生徒の利用意向、施設や精神科病院からの地域移行希望者の利用を勘案して算出しています。

【確保策】

○居住系サービスについては、地域生活への移行を進めるため、受け皿の一つとして重要な役割を担う共同生活援助・共同生活介護の事業の推進が必要となります。

圏域的な整備状況を踏まえ、グループホーム・ケアホーム整備費補助金等を活用し計画的に基盤整備を行い共同生活援助・共同生活介護事業所の確保に努めていきます。

○施設入所支援については、施設入所を希望する障害者のニーズの聴き取り、個別支援会議等を行い、入所の目的、期間等を明確にした上で入所を決定する仕組について検討します。その一方で、施設から地域への移行が可能な人については、本人の希望にあわせて地域移行を推進していきます。

（４）相談支援の見込量

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援 【人/月】	24	10	14

【算出方法】

○施設からの地域移行希望見込み数、精神科病院から地域移行希望見込み者数から算出しています。

【確保策】

○施設や精神科病院から地域移行する際には、サービス利用計画作成を行う等のきめ細かな支援方法を検討し、それに対応できる人材の確保、充実に努めます。

３　第２期計画地域生活支援事業の見込量と確保策

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業	障害者相談支援事業【か所(委託法人)】	1（3）	1（3）	1（3）
	地域自立支援協議会【実施の有無】	有	有	有
	相談支援機能強化事業【実施の有無】	有	有	有
	住宅入居等支援事業【実施の有無】	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業【実施の有無】	有	有	有
コミュニケーション支援事業	手話通訳者設置事業【実設置見込者数】	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業【実利用見込人数】	125	130	135
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具【年間給付等見込件数】	30	30	30
	自立生活支援用具【年間給付等見込件数】	40	40	40
	在宅療養等支援用具【年間給付等見込件数】	25	25	25
	情報・意思疎通支援用具【年間給付等見込件数】	45	50	55
	排泄管理支援用具【年間給付等見込件数】	2,350	2,400	2,450

	居宅生活動作補助用具(住宅改修費) 【年間給付等見込件数】	15	15	15
移動支援事業【実利用見込人数（延べ利用見込み時間数)】		105（847）	113（906）	126（974）
移動支援事業（重度障害者移動支援） 【実利用見込人数（延べ利用見込時間数)】		115（780）	120（858）	125（940）
地域活動支援センター	東広島市所在分　【か所（実利用見込人数)】	4（66）	4（67）	4（68）
	他市町所在分　【か所（実利用見込人数)】	1（1）	1（1）	1（1）
福祉ホーム事業　【か所（実利用見込人数)】		1（6）	1（10）	1（10）
訪問入浴サービス事業　【か所（実利用見込人数)】		2（5）	2（6）	2（6）
知的障害者職親委託制度　【か所(実利用見込人数)】		1（15）	1（15）	1（15）
生活支援事業	生活訓練事業【か所（年間実利用見込人数)】	1（100）	1（100）	1（100）
	本人活動支援事業 【か所（年間実利用見込人数】	1（100）	1（100）	1（100）
	ボランティア活動支援事業 【か所（年間実利用見込人数)】	1（20）	1（20）	1（20）
日中一時支援事業　【延べ日数/月（実利用見込人数)】		439（120）	528（154）	609（173）
生活サポート事業　【延べ時間/月（実利用見込人数)】		20（10）	20（10）	20（10）
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 【か所（年間実利用見込人数】	1（150）	1（150）	1（150）
	芸術・文化講座開催等事業 【か所（年間実利用見込人数】	2（350）	2（350）	2（350）
	点字・声の広報等発行事業 【か所（年間実利用見込人数】	1（45）	1（45）	1（45）

	奉仕員養成研修事業【年間養成講習就労見込者数】	65	65	65
	自動車運転免許取得助成　【年間実利用見込人数】	6	6	6
	自動車改造助成　【年間実利用見込人数】	12	12	12

【算出方法】

○利用実績の推移及び現在の利用者の利用意向等を勘案して算出しています。

【確保策】

○地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することが必要です。

**　このため、相談支援事業等を通して利用者のニーズに応じた事業や必要なサービス量の把握し、その確保と質の向上に努めるとともに、さまざまな障害特性への対応や地域生活を送る上でのニーズに応じた人材を確保するため、広島県と連携してその養成・研修に努めます。**

○日常生活用具給付等事業については、障害のある人のニーズにあった種目を給付できるよう、種目等の見直しを定期的に検討します。

○移動支援事業については、広島県と連携して研修や情報提供を充実し、ヘルパーの確保に努めます

○日中一時支援事業は、事業者間の連携や、利用希望が集中する夏休み期間中に社会生活力の向上等を目的とした事業を展開し､利用の分散を図ります。

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

（1）第２期障害福祉計画の進行管理を行います。

本計画を推進するにあたって、「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、計画の進行管理を行い、数値目標の達成状況及び障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスの利用や基盤整備の状況の把握、点検を行います。

また、「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、東広島市相談支援事業及び東広島市地域自立支援協議会を通じて抽出した地域課題や課題解決のための提案を踏まえ、計画達成のための協議や検討を行います。

（2）第３期障害福祉計画を策定します。

「東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」において、平成２４年３月末を目途に、第２期障害福祉計画の進行管理を踏まえ、第３期計画を策定します。また、同時期に障害者計画を見直す予定であり、２つの計画の整合性を図りながら策定します。

（3）市民、事業者、行政との協働を進めます。

計画の推進にあたり、障害者と家族、市民、事業者、行政、関係機関、企業等がそれぞれの立場で、自発的かつ主体的に参画する協働ネットワークを構築し、「地域共生のまちづくり」を目指します。

（4）国や県に対し、要望等を行います。

障害者自立支援法の基本的理念である地域共生社会の実現に向けて、基礎的自治体としての責任を果たして行くと同時に、国や県に重層的かつ効果的な支援を行ってもらえるよう、さまざまな機会を通じて、課題提起や要望等を行っていきます。

２　相談支援体制の整備

障害福祉計画の国基本指針に、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的な事項として、相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方が掲げられています。

> 障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。
>
> その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意すること。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意すること。

障害のある人が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、相談支援事業を中核とした地域ネットワークを確実に機能させることが必要です。

東広島市においても、相談支援事業と地域自立支援協議会を充実強化することにより、地域生活支援体制の充実を目指します。

（1）相談支援事業を充実強化します。

相談支援事業の充実強化を目指して、平成１９年７月にサンスクエア東広島内に「子育て・障害総合支援センター　はあとふる」を開設しました。このセンターに、障害分野を超えた総合的相談窓口として、市内３か所の委託相談支

援事業者の相談支援専門員が常駐する障害者相談支援センターを設置しました。

また、子育て支援機能として、家庭相談室、基幹型子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、児童館的機能、子育て広場を整備し、子育てに関することから障害特性に応じた支援などを連携して行っています。

障害のある人のニーズは、多様化、複雑化しており一機関だけでは解決することは難しくなっています。本人のニーズに沿って、関係機関が情報を共有し、関係機関がそれぞれの役割を確実に行い、協働で支援をしていくことが求められています。各関係機関が協働して作り上げる緊密なネットワークの中心的機能を相談支援事業が担う体制の充実強化を目指します。

また、どこの機関にも関わっていない障害のある人にも相談支援事業を周知できるよう、積極的な広報活動を展開します。

東広島市子育て・障害総合支援センター

はあとふる

はあとくん

（2）地域自立支援協議会の機能を充実強化します

障害のある人の地域生活を支援するという大きな共通目的のためには、地域の関係機関が情報や課題を共有し、連携・協働して支援することが必要です。その中核的な機能を持つ地域自立支援協議会は、利用者主体の支援や権利擁護の視点を基本に、地域のあらゆる関係者、関係機関の合意のもとでの運営を行う重要な役割を担うことになります。

地域の現状、施設や事業所が抱える課題、個別の課題から抽出された地域課題の共有、情報交換、情報発信、困難事例への対応のあり方に対する協議・調整、地域の社会資源の開発、また、本計画の数値目標の達成に向けて、具体的な協議を行う場として地域自立支援協議会を運営します。

より専門性の高い相談支援については、県の地域生活支援事業として実施される発達障害者支援センター、高次脳機能センター、障害者就業・生活支援センター、障害児等療育支援事業及び精神障害者地域移行支援対策事業等により対応することになりますが、これらの相談支援機関や事業との地域自立支援協議会の連携を図りながら、より質の高い相談支援体制の構築を目指します。

また、広島県地域自立支援協議会と連携を図りながら、地域自立支援協議会の運営強化を図ります。

用語解説

P６	※１	パブリックコメント	住民などの公衆の意見をいう。日本では、意見公募の手続きそのものを指す言葉としても用いられる。
P18	※２	官公需	国や地方公共団体などが、物品を買い入れたり工事を発注したりすることをいう。
P19	※３	あんしん賃貸支援事業	障害者などの世帯が円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう、地方公共団体や仲介事業者などが連携して、民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や各種サポートを行う。
P19	※４	居住サポート事業	民間賃貸住宅への入居支援や、緊急時の対応、居住支援のための関係機関による支援体制を確立し、安定した地域生活を支援する。
P20	※５	精神障害者地域移行支援事業	地域移行支援会議を通じて、推進体制の整備、退院後の生活を支援する事業との連携を図り、精神障害者の地域移行を支援する。
P21	※６	アセスメントシート	対象者を事前評価し、収集した情報を記入する様式のことをいう。
P29	※７	個別支援会議	課題解決に向けて関係者が集い、アセスメントに基づきニーズを整理して、必要とされる支援の内容やそれぞれの機関の役割を協議し、決定する会議。

東広島市障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿

○策定委員会委員

	氏　名	所　属（職　名）	備考
会　長	落　合　俊　郎	広島大学大学院教育学研究科教授	
副会長	小　島　正　弘	障害者支援事業所松賀苑所長	
委　員	赤　坂　秀　則	知的障害者更生施設西の池学園施設長	
委　員	秋　田　倍　栄	東広島市心身障害児・者父母の会	
委　員	植　田　秀　子	東広島市人権擁護委員協議会	
委　員	大　竹　保　行	NPO 法人まいらいふ理事長	
委　員	垣　尾　泰　弘	ワークセンターなかよし所長	
委　員	柏　木　英　三	精神障害者家族のつどいの会代表	
委　員	川　北　英　孝	広島中央地域商工連絡協議会専務理事	
委　員	野　口　憲　光	東広島市身体障害者福祉連合会会長	
委　員	秀　島　和　則	広島県障害者リハビリテーションセンター 総合相談課長	
委　員	坊　岡　正　之	広島国際大学医療福祉学部教授	
委　員	村　上　タツ子	東広島市民生委員児童委員協議会会長	
委　員	山　岡　信　明	元東広島地区医師会理事	
委　員	山　田　正　史	社会福祉法人つつじ理事長	
委　員	吉　嵜　四　郎	東広島ボランティア連絡協議会会長	
委　員	藤　本　昌　紀	広島西条公共職業安定所所長	
委　員	山　本　　誠	広島県東広島地域事務所厚生環境局長	
委　員	山　道　直　行	東広島市社会福祉協議会事務局長	
委　員	高　原　正　治	東広島市教育委員会学校教育部長	
委　員	高　橋　康　裕	東広島市福祉部長	

○ワーキンググループ委員

	氏　名	所　属（職　名）	備考
リーダー	安　藤　公　二	東広島市障害者相談支援センター	
サブ リーダー	角　谷　美　保	身体障害者療護施設ときわ台ホームリハビリ課長	
委　員	石　川　千　治	ふれあい共同作業所所長	
委　員	岩　本　昌　代	広島西条公共職業安定所上席職業指導官	
委　員	大　下　ちなみ	東広島市手をつなぐ育成会	
委　員	小　川　雅　浩	広島県立黒瀬特別支援学校教諭	

委　員	坂　元　勝　義	広島中央就業・生活支援センター	
委　員	中　　保　子	広島県東広島地域保健所保健課	
委　員	西　村　浩　二	広島県発達障害者支援センター所長	
委　員	日　高　千　恵	医療法人二山会宗近病院	
委　員	古　川　良　和	東広島未来研究会	
委　員	増　成　敏　彦	NPO 法人まいらいふ	
委　員	百　川　　晃	広島県高次脳機能センター	
委　員	森　永　高　治	みどりの町障害者就業・生活支援センター	
委　員	能　島　裕　子	自立支援センターつばさセンター長	
委　員	四通田　　仁	東広島市社会福祉協議会企画福祉課課長補佐兼地域福祉係長	
委　員	津　川　典　子	東広島市基幹型子育て支援センター	
委　員	曾　根　　都	東広島市障害者相談支援センター	～H20.12
委　員	大　森　寛　和	東広島市障害者相談支援センター	H21.1～
委　員	金　子　百合子	東広島市障害者相談支援センター	
委　員	森　岡　良　夫	東広島市産業部産業振興課課長補佐兼労政係長	
委　員	高　原　美　幸	東広島市福祉部児童福祉課参事	
委　員	花　房　和　恵	東広島市福祉部児童福祉課子育て支援係長	
委　員	桧　山　和　子	東広島市福祉部保健センター参事兼母子保健係長	
委　員	小　川　　寛	東広島市教育委員会学校教育部指導課指導主事	
委　員	西　本　奈留美	東広島市福祉部社会福祉課福祉ｻｰﾋﾞｽ利用支援員	～H20.9
委　員	澤　原　　愛	東広島市福祉部社会福祉課福祉ｻｰﾋﾞｽ利用支援員	H20.10～

敬称略・順不同

第２期障害福祉計画策定過程

平成２０年１０月１４日～１１月１１日	サービス見込み量把握に関する聞き取り
１０月２８日	第１回ワーキンググループ会議
１２月　５日	第２回ワーキンググループ会議
１２月２２日	第１回策定委員会
平成２１年　１月２０日	第３回ワーキンググループ会議
２月　３日	第２回策定委員会
２月１６日～　２月２７日	パブリックコメント